

平成 24 年

第 3 回市議会定例会 議案第 12 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 9 月 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

第 1 条 函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（  
平成 5 年函館市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 桔梗中の沢地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第 1 号  
を次のように改める。

(1) 寄宿舍または下宿

別表第 2 桔梗中の沢地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第 3 号  
中「同表（を）項第 3 号から第 8 号まで」を「同表（を）項第 4 号か  
ら第 8 号まで」に改め、同表中

函館駅周辺 地区地区整 備計画区域	交通拠点 A 地区	(1) 法別表第 2（ち）項第 2 号 および第 3 号に掲げるもの (2) 畜舎 (3) 倉庫業を営む倉庫	を
	情報・文化 拠点地区	交通拠点 A 地区の項イ欄に掲げ るもの	

函館駅周辺	交通拠点 A	(1) 法別表第 2（ち）項第 2 号
-------	--------	---------------------

地区地区整備計画区域	地区	および第3号に掲げるもの (2) 畜舎 (3) 倉庫業を営む倉庫	に、
------------	----	--	----

	商業業務 B 地区	交通拠点 A 地区の項イ欄に掲げるもの	を
--	-----------	---------------------	---

	商業業務 B 地区	交通拠点 A 地区の項イ欄に掲げるもの	に
	商業業務 C 地区	交通拠点 A 地区の項イ欄に掲げるもの	

改める。

別表第6中

	情報・文化拠点地区	(1) 地区内の壁面基準線①までの距離 1メートル (2) 壁面基準線③までの距離 5メートル	を
	商業業務 A 1地区	地区内の壁面基準線①までの距離 1メートル	
	商業業務 B 地区	地区内の壁面基準線①までの距離 1メートル	

	商業業務 A 1地区	地区内の壁面基準線①までの距離 1メートル
	商業業務 B	地区内の壁面基準線①までの距離

	地区	離 1メートル	に
	商業業務C 地区	(1) 地区内の壁面基準線①までの距離 1メートル (2) 壁面基準線③までの距離 5メートル	

改める。

第2条 函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務C地区の項第14号中「別表第2(る)項」を「別表第2(る)項第2号から第6号まで」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 店舗（物品販売業を営む店舗を除く。）、展示場、遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2 西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務D地区の項第15号中「別表第2(る)項」を「別表第2(る)項第2号から第6号まで」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 店舗（物品販売業を営む店舗を除く。）、展示場、遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2 西桔梗南地区地区整備計画区域沿道サービス業務地区の項第12号中「(る)項」を「(る)項第2号から第6号まで」に改め、

同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 店舗，飲食店，展示場，遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの  
別表第2 西桔梗南地区地区整備計画区域沿道業務地区の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 劇場，映画館，演芸場もしくは観覧場または店舗，飲食店，展示場，遊技場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場，映画館，演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2 桔梗中の沢地区地区整備計画区域沿道業務地区の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 店舗（物品販売業を営む店舗を除く。），展示場，遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場その他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2 桔梗南地区地区整備計画区域テクノポリスシンボル地区の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 店舗（物品販売業を営む店舗を除く。），展示場，遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2 桔梗南第2地区地区整備計画区域沿道業務A地区の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 劇場，映画館，演芸場もしくは観覧場または店舗，飲食店，展示場，遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場その他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場，映画館，演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2中

沿道業務B 地区	<p>(1) 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 畜舎</p> <p>(3) 法別表第2（り）項第3号および第4号に掲げるもの，同表（る）項第3号および第5号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては，専修学校および各種学校を除く。）ならびに同表（を）項第2号から第4号までおよび第8号に掲げるもの</p> <p>(4) 劇場，映画館，演芸場もしくは観覧場または店舗，飲食店，展示場，カラオケボックスその他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場，映画館，演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては，客席の部分に限る。）の床面積の</p>	を
-------------	---	---

		合計が10,000平方メートルを超えるもの
--	--	-----------------------

	沿道業務B 地区	沿道業務A地区の項イ欄に掲げるもの
--	-------------	-------------------

改め、同表石川南地区地区整備計画区域沿道地区の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 店舗（物品販売業を営む店舗を除く。）、展示場、遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

別表第2中

函館駅周辺 地区地区整備 計画区域	交通拠点A 地区	(1) 法別表第2（ち）項第2号 および第3号に掲げるもの  (2) 畜舎  (3) 倉庫業を営む倉庫
-------------------------	-------------	--

函館駅周辺 地区地区整備 計画区域	交通拠点A 地区	(1) 法別表第2（ち）項第2号 および第3号に掲げるもの  (2) 畜舎  (3) 倉庫業を営む倉庫
	交通拠点B 地区	劇場、映画館、演芸場もしくは 観覧場または店舗、飲食店、展 示場、遊技場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その他これら に類する用途に供する建築物で

その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

改め、同表石川北第3地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第4号中「カラオケボックス」を「遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するものを除く。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

地区計画の区域内の準工業地域内において遊技場等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものの建築を制限することとし、桔梗中の沢地区地区整備計画区域の沿道業務地区内において住宅および共同住宅を建築することができることとし、函館駅周辺地区地区整備計画区域の情報・文化拠点地区の名称を変更し、ならびに規定を整備するため